

令和7年9月29日

平塚市監査委員 市川 喜久江
 同 城田 孝子
 同 出村 光
 同 上野 仁志

監査の結果により講じた措置について（公表）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項及び平塚市監査基準（令和2年4月1日施行）の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知がありましたので、次のとおり公表します。

記

- 1 監査実施対象課
子ども教育相談センター
- 2 監査実施日
令和7年6月25日
- 3 監査結果の公表日
令和7年7月25日（平塚市監査委員公表第15号）
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>財務に関する事務 (指摘事項)</p> <p>(1) 収入事務において、国庫支出金の調定時期の誤りがあった。また、報酬の返納について過年度未収金の繰越処理誤り及び督促状の未発送があった。</p> <p>平塚市財務規則及び平塚市税外収入に対する督促及び延滞金条例等に則り事務処理の方法を再度確認し、今後の事務執行に当たり適正な措置を講じられたい。</p> <p>その他 (要望事項)</p> <p>(1) 学校生活において特別な支援を必要とする児童・生徒が増加する中、スクールカウンセラーや学校看護師といった支</p>	<p>財務に関する事務</p> <p>(1) 平塚市財務規則等を再度確認し、今後同様の事例が起きないように、チェックリストを作成し、再発防止を図りました。</p> <p>また、督促状については関係法令等に則り発送しました。今後も事務執行にあたり、関係課に確認しながら進めてまいります。</p> <p>(1) スクールカウンセラーや学校看護師の財源や人材について、あらゆる手段を検討し、庁内関係各課と連携し、引き続き</p>

<p>(2) 支出事務において、地区図書館管理運営事業として執行すべき業務について、執行事業誤りがあった。</p> <p>(3) 契約事務において、個人情報取扱特記事項に基づく個人情報を取り扱う場所並びに責任者及び従事する者について、書面による受注者からの報告漏れが複数あった。</p> <p>平塚市財務規則及び個人情報の保護に関する法律等に則り事務処理の方法を再度確認し、今後の事務執行に当たり適正な措置を講じられたい。</p>	<p>(2) 支出科目の振替・更正処理を行いました。今後、執行事業の誤りが発生しないよう財務書類決裁時の確認を徹底いたします。</p> <p>(3) 個人情報取扱特記事項に基づく報告について、報告様式を作成しました。今後は当該様式により報告するよう受注者に求めます。</p> <p>財務研修等を活用し、職員の継続的な知識習得を行い、事務処理の適正化を図ります。</p>
---	--

~~~~~

- 1 監査実施対象課  
美術館
- 2 監査実施日  
令和7年6月25日
- 3 監査結果の公表日  
令和7年7月25日（平塚市監査委員公表第15号）
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

| 監査の結果                                                                                                                                                                    | 措置の内容                                                                                                                                                               |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>財務に関する事務<br/>(指摘事項)</p> <p>(1) 契約事務において、インターネット接続に係る随意契約について、契約規則第39条ただし書きに規定されている特命随意契約（1者随契）の理由に誤りがあった。</p> <p>平塚市契約規則等に則り事務の方法を再度確認し、今後の事務の執行に当たり適正な措置を講じられたい。</p> | <p>財務に関する事務</p> <p>(1) 今回指摘のありました特命随意契約に関する契約事務については、適用の確認不足が原因でした。</p> <p>契約事務を行う際には、契約規則や随意契約ガイドライン等で定める条項の該当性の適用について課内周知を図るとともに、起案時には副担当者と共に再確認し、再発防止を徹底します。</p> |

以上